

福島県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生きのこ（菌根性及び腐生性）－

野生きのこ（菌根性及び腐生性）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

また、これら取組の内容については、県及び市町村の HP 等により周知徹底に努める。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

新たに野生きのこ（菌根性及び腐生性）の出荷制限が指示された只見町の協力を得て、当該市町村における採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、出荷制限が指示された市町村産の野生きのこ（菌根性及び腐生性）を扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された市町村の野生きのこ（菌根性及び腐生性）が販売されていないことを確認する。

(3) 採取防止対策

出荷制限が指示された市町村において、誤って野生きのこが採取されることがないように、観光拠点、直売所等におけるチラシ配布等により周知する。

なお、出荷制限が指示された市町村以外の市町村においても、検査により十分な安全が確保されるまでの間は、野生きのこ（菌根性及び腐生性）の採取自体を自粛するよう呼びかけを継続する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される野生きのこ（菌根性及び腐生性）については、地元 JA や直売所、卸売り市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地市町村名を表示するよう出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。